九州大学若手女性研究者・女子大学院生優秀研究者賞(伊藤早苗賞)表彰要項

制定:平成30年3月26日

改正:令和 2年3月30日

(目的)

第1 この要項は、九州大学(以下「本学」という。)における優れた研究成果を挙げた若手女性研究者(教授を除く。)及び女子大学院生を表彰することにより、その研究意欲を高め、もって将来の学術研究を担う優秀な女性研究者の育成とこれによる本学のダイバーシティ促進等に資するため、九州大学若手女性研究者・女子大学院生優秀研究者賞を創設するとともに、その表彰に関し必要な事項を定めることを目的とする。

なお、令和元年、本賞の創設に尽力された伊藤早苗元理事より本賞表彰を使途とする寄附があったことから、同年度は本賞の呼称を「九州大学女性優秀研究者賞(伊藤 早苗賞)」とした。

その後、同年、逝去された伊藤早苗元理事の遺志を受け継ぎ、配偶者である伊藤公孝氏より寄附があり「九州大学伊藤早苗記念基金」が創設され、本賞は同基金により運営されることとなり、第3回目となる令和2年度より、賞の名称を「九州大学若手女性研究者・女子大学院生優秀研究者賞(伊藤早苗賞)」に変更した。

(対象)

- 第2 表彰を受ける対象者は、以下のいずれかに該当し、関係教員等より推薦を受け た者とする。
- (1) 若手女性研究者部門

推薦時に本学に在籍する女性研究者(教授を除く。)のうち、推薦の前年度末において、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- イ 本学に3年以上在籍していること。
- ロ 年齢が40歳以下であること。
- ハ 過去3年以内に優れた研究業績を挙げていること。
- (2)女子大学院生部門

推薦時に本学の大学院に在籍する女子学生のうち、推薦の前年度末において、過去3年以内に優れた研究業績を挙げた者とする。

2 前項において、過去3年以内に、出産、育児及び介護のための休業又は休学の期間 がある場合、優れた研究業績の対象期間については、以下のとおりとする。

出産、育児及び介護のための 休業又は休学期間	優れた研究業績の対象期間
1年未満	過去3年に1年を加えた期間
1年以上	過去3年に当該休業等期間を加えた期間

- 3 表彰の対象となる研究分野は、限定しないものとする。
- 4 過去に本賞を授与された者は、表彰を受けることができない。ただし、過去に女子大学院生部門で本賞を授与された者については、若手女性研究者部門において表彰を受けることができる。

## (推薦)

第3 推薦に当たっては、別に定める様式による調書及び推薦書、その他必要な書類 を提出する。なお、若手女性研究者部門に該当する者のうち、准教授、講師又は助 教の場合は、自薦によることができる。

## (公墓)

第4 男女共同参画担当理事は、表彰を行おうとするときは、候補者の推薦について 公募するものとする。なお、公募に関し必要な事項は、男女共同参画担当理事が定 める。

## (優秀女性研究者賞候補者選考委員会)

- 第5 本学に、優秀女性研究者賞候補者選考委員会(以下「委員会」という。)を置く。
- 2 委員会は、第4による公募により推薦のあった者について、候補者の選考を行う。
- 3 委員会は、次に掲げる委員で組織する。
  - (1) 学内外の学識経験者のうちから総長が指名する者
  - (2) 男女共同参画推進室員のうちから総長が指名する者
- 4 3(1)の委員は、人文・社会科学、理工学及び生命科学の各分野の学識経験者とし、その人数はそれぞれ同数程度とする。
- 5 3の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員会に委員長を置き、3の委員のうちから総長が指名する。

- 7 委員長は、委員会を招集し、議長となる。
- 8 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。
- 9 委員が推薦者である場合は、該当する被推薦者の審査には加わることができない。

(議事)

- 第6 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、議事を開き、議決すること ができない。
- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長 の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7 委員会が必要であると認めた場合は、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(選考)

第8 若手女性研究者部門及び女子大学院生部門から、毎年度それぞれ最優秀賞1 名、優秀賞若干名を選考する。ただし、該当者がいないと委員会が判断した場合 は、この限りではない。

(表彰の決定)

第9 表彰の決定は、委員会の議を経て、総長が行う。

(授与)

- 第10 表彰は、総長が表彰状を授与することにより行う。
- 2 前項の表彰状に併せて、副賞を授与することができる。

(事務)

第11 表彰に関する事務は、人事部職員課において処理する。

(補則)

第12 この要項に定めるもののほか、表彰に関し必要な事項は、男女共同参画担当 理事が別に定める。 (実施)

第13 この要項は、平成30年3月26日から実施する。

附 記

この要項は、令和2年4月1日から実施する。